

入札参加資格制限措置の概要

1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	株式会社竹中土木 （取締役社長 竹中 祥悟）
住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号

2 措置期間

令和8年8月5日から令和8年11月4日まで（3か月）

3 事実概要

当該事業者の社員は、「近畿自動車道 久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、労働安全衛生法第100条等違反により、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2 6（労働安全衛生法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2 6】

措 置 要 件	期 間
（労働安全衛生法違反行為） 6 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内

問い合わせ先
喜多方市総務部財政課 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2 電話 0241-24-5279